

大阪弁護士会ニュース

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2011年6月発行 創刊号

これからも随時発行していきますので、ご期待ください！！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～17時）

面談による無料相談をご希望の方はご予約を（受付時間午前9時15分～午後8時）

0120-062-545

06-6364-1248

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

特集1

各種支援制度

携帯サイトへの
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

1 ご家族を亡くされた方への支援

○災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

→ 災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。

支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母であり、具体的な金額は市町村が決定します。

支給を求める窓口も市町村です。

○生命保険

→ 今回の震災により、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、ほとんどの生命保険会社は保険金を支払うことを決定しています。保険会社に確認して下さい。

保険会社が分からない場合は、生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」に確認してみてください。

0120-001-731（月～金の午前9時～午後5時）

○労災保険

→ 震災が起きた際に工作中だった、あるいは通勤中だった方で、被害にあわれた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。

お近くの、労働基準監督署、労働局が窓口になります。

○亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった。

→ ほとんどの金融機関では、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入を義務付けています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。

住宅ローンの契約先に確認してみてください。

2 その他の色々な支援制度

○被災者生活再建支援制度

→ 災害による住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度です。

二つの支援金が支給されます（震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。）。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

支給額	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

支給額	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃借
	200万円	100万円	50万円

※賃借には、公営住宅を借りた場合を含みません。

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象になります。「全壊等」とは、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合を含みます。

申請先は市町村です。申請期間は、基礎支援金が災害発生日から13ヶ月以内、加算支援金が災害発生日から37ヶ月以内です。

○災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

→ 災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。

重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。

窓口は市町村です。

○義援金

→ 国や都道府県、市町村に寄せられた義援金の配分が始まっています。

金額（第1次配分） ※金額は市町村ごとに多少異なります

死亡者・行方不明者1人あたり 35万円～

住家が全壊・全焼した世帯 1世帯当たり40万円～

住家が半壊・半焼した世帯 1世帯当たり20万円～

福島第1原発から30km圏内または計画的避難区域内の世帯 40万円

窓口は市町村です。

被災者の方も生活保護を受けることができます

→ 病気や障がいのある方はもちろん、健康に問題がない失業中の方でも、年金や仕事の収入のある方でも、その世帯の収入と資産が一定の基準以下であれば、収入との差額の保護費を受け取れます。

厚生労働省は、被災者の方については柔軟に対応するよう通知を出しており、自動車や土地・建物があっても保護が受けられる可能性があります。

生活保護の利用が認められると、生活費・住宅費のほか、医療費や介護サービス費が無料となり、小中高の学費の一部なども支給されます。生活保護を既に利用している方が義援金や法律に基づく給付金を受けた場合や、義援金等を受け取った後に生活保護の申請をする場合でも、「自立更生計画書」を書いて出せば、世帯の自立更生に必要な額はそのまま持つことができます。

東京電力、仮払金支払いへ

- 【対象者】 第一原発から半径30キロ圏内の避難住民・計画的避難区域住民の皆さんが対象です。
【金額】 一般世帯は100万円、単身世帯は75万円です。
【問合せ先】 詳細は、東京電力「福島原子力補償相談室」(0120-926-404)まで。
【申請手続】 所定の用紙に記入して、郵送で申請できます。※ 申請用紙もお配りしています。

仮払金とは？

被災者の皆さんには、今回の原発事故によって受けた損害を東京電力に補償してもらう権利があります。しかし、個々の被災者の方にはそれぞれ色々な事情があり、補償を受けられる金額を算定するのは容易ではありません。そこで、金額が確定する前に、暫定的に補償金を支払うことにしたのが今回の仮払金です。

したがって、将来、皆さんが受けた損害が確定し、補償金の金額が決まったときには、仮払金として支払を受けた金額については既払金として扱われることになります。

補償への道筋

本来なら、被災者の皆さんは、各自で直接東京電力に補償を求めて行くことができます。しかし、原子力災害は、莫大な人数の方に長期間にわたる損害を与えるため、各自で補償を求めたのでは大変な混乱が生じてしまいます。そこで、原子力災害対策特別措置法は、全ての被災者に迅速かつ公平に補償がなされるよう、「原子力損害賠償紛争審査会」という会議を設置して、そこで補償に関するルールを決めることにしています。

4月28日、「原子力損害賠償紛争審査会」は、東電福島原発事故の補償範囲に関する第一次指針を公表しました。これは、そのルールの第1弾ということになります。今後、更に細かいルールが順次決められていくことになります。

今回、仮払金を受け取れなかった人は、補償を受けられないの？

受けられないと決まったわけではありません。

今回の仮払金は、東京電力の自主的判断によって支払われるものです。今後さらに仮払金が支払われたり、最終的な補償金が支払われるときは、指針に基づいて支払対象者が決められていくと思われます。

指針は、補償が認められる可能性の高いものから順次提示されますので、第一原発の半径30キロ圏外・計画的避難区域外の自主避難者の方々や、風評被害を受けた農家の方々等、今回は補償の対象として指針に示されなかった方々も、今後示される指針によって、補償の対象になる可能性があります。

補償の範囲に関する第一次指針

「避難等対象者」と「対象区域」

【避難等対象者とは？】

対象区域から避難した方や、自宅が対象区域だったために帰れない方、対象区域で屋内退避をしている方の総称です。

【対象区域とは？】

避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域 及び 緊急時避難準備区域 の4つの総称です。

補償の対象となる損害の項目は？

検査費用(身体)

生命・身体的損害に対するもの

避難生活に対するもの

避難費用

検査費用(物)

就労不能等に伴う損害

財産価値の喪失または減少等

震災の記録をつけよう

～確実に補償を受けるために～

左の各項目は、あくまで一例です。補償の種類や範囲は、とても広範囲になります。

東電からの補償はもちろん、その他の支援や補償を受けるために、震災当時から**行動記録**があると有利になるかもしれません。

そのため、将来確実に補償を受けるためにも、今のうちからきちんと記録をつけておきましょう。

大阪弁護士会では、記録をつけるための「被災者ノート」を無料で配布しています。ご希望の方は、大阪弁護士会へご連絡ください。

無料電話相談(月～金 13時～17時)
0120-062-545

ご存知ですか？法テラス

大阪弁護士会では、無料で震災に関する各種相談を実施しておりますが、実際に弁護士に依頼する際でも、日本司法支援センター(以下「法テラス」といいます。)が、弁護士費用を立て替える制度があります。

立替金は月額5千円～1万円ずつ法テラスに償還して頂きますが、生活保護を受けている方やそれに準じる程度に生計が困難な方は償還を猶予することがあります。

この制度を利用するには、資力に関する要件があります。たとえば、大阪市居住の4人家族の場合、世帯の月収が328,900円以下であれば利用できます。医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。住宅ローン・家賃の負担がある場合は、このケースの場合は、71,000円の範囲内でその全額が加算されます。資力要件については個別の事情が考慮されますので、まずはご相談下さい。

お申し込み手続きや資力要件のご質問など、詳しくは法テラスまでお電話ください。

法テラス大阪: 050-3383-5425 法テラス堺: 050-3383-5430

次号予告!!

次号(第2号)は、相続に関する特集を掲載する予定です。ご期待ください!